

## 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

## 告 示

ページ

|                                    |   |              |
|------------------------------------|---|--------------|
| ○県営土地改良事業計画の縦覧                     | 一 | (農村振興課)      |
| ○保安林の指定の解除の予定(二件)                  | 一 | (森林整備課)      |
| ○漁船損害等補償法に基づく付保義務の同意成立             | 二 | (水産業振興課)     |
| ○道路の区域変更(二件)                       | 二 | (道路課)        |
| ○道路の供用開始                           | 二 | (同)          |
| ○都市計画変更の図書の写しの縦覧(二件)               | 二 | (都市計画課)      |
| ○事務所の所在地等を確知できない宅地建物取引業者           | 三 | (建築宅地課)      |
| ○土地改良区役員の就任及び退任の届出                 | 三 | (大河原地方振興事務所) |
| ○県営土地改良事業変更計画の縦覧                   | 四 | (農村振興課)      |
| ○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方の決定 | 四 | (森林整備課)      |
| ○開発行為に関する工事の完了                     | 五 | (建築宅地課)      |
| ○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告       | 五 | (契約課)        |
| ○教育委員会定例会の開催                       | 八 |              |

## 告 示

○宮城県告示第五百三十八号  
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により県営第四地区土地改良事業(農業競争力強化基盤整備事業(農地整備事業(経営体育成型)))計画を定めたので、同条

第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画については、不服があるときは、同条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。

平成二十八年六月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十八年六月七日から平成二十八年七月五日まで

三 縦覧場所

大崎市役所及び栗原市役所

○宮城県告示第五百三十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十八年六月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

岩沼市(国有林。次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁(農林水産部森林整備課)及び岩沼市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○宮城県告示第五百四十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十八年六月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

登米市登米町大字日根牛字中山三一一の三九・三一一の六〇(以上二筆について次の図に示す部

分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 解除の理由

指定理由の消滅

〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び登米市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第五百四十一号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、網地島加入区について、同法第百十二条第一項の規定による同意があったものと認める。

平成二十八年六月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第五百四十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十八年六月七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年六月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 一般国道

二 路線名 三四六号

三 道路の区域

| 変更の区間                                 |              | 変更の前後 |   | 敷地の幅員<br>(メートル) | 敷地の延長<br>(メートル) |
|---------------------------------------|--------------|-------|---|-----------------|-----------------|
| 登米市米山町字川前四二番三地先から<br>同市米山町字川前四二番二地先まで |              | 前     | 後 | 一六・五<br>一七・五    | 二〇・〇            |
| 後                                     | 一五・五<br>一七・〇 |       |   | 二〇・〇            |                 |

○宮城県告示第五百四十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十八年六月七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年六月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路線名 古川佐沼線

三 道路の区域

| 変更の区間                                |              | 変更の前後 |   | 敷地の幅員<br>(メートル) | 敷地の延長<br>(メートル) |
|--------------------------------------|--------------|-------|---|-----------------|-----------------|
| 登米市南方町沢田前八五番地先から<br>同市南方町新沢田三〇番三地先まで |              | 前     | 後 | 一七・一<br>三〇・九    | 三五九・四           |
| 後                                    | 一七・一<br>三〇・九 |       |   | 三五九・四           |                 |

○宮城県告示第五百四十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十八年六月七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年六月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| 道路の種類 | 路線名   | 供用開始の区間                              | 供用開始年月日        |
|-------|-------|--------------------------------------|----------------|
| 県道    | 古川佐沼線 | 登米市南方町沢田前八五番地先から<br>同市南方町新沢田三〇番七地先まで | 平成二十八年<br>六月七日 |

○宮城県告示第五百四十五号

石巻市から石巻広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十八年六月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

種類 石巻広域都市計画用途地域

二 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第五百四十六号

女川町から石巻広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十八年六月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

種類 石巻広域都市計画用途地域

二 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第五百四十七号

次の宅地建物取引業者については、その事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十七条第一項の規定により告示する。

なお、この告示の日から三十日を経過しても申出がないときは、宅地建物取引業者の免許を取り消すことがある。

平成二十八年六月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 宅地建物取引業者の商号又は名称

リビング興産株式会社

二 代表者の氏名

小野 義信

三 事務所の所在地

仙台市青葉区片平一丁目三番一七〇号

四 免許年月日及び免許証番号

平成二十五年九月二十五日 宮城県知事(七)第三千五百二十三号

○宮城県告示第五百四十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、柴田町土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

平成二十八年六月七日

宮城県大河原地方振興事務所

所長 峯 浦 康 宏

一 就任した者

| 就任年月日        | 氏名      | 住 所                       | 役職名 |
|--------------|---------|---------------------------|-----|
| 平成二十八年五月二十三日 | 渡邊 政芳   | 柴田郡柴田町大字四日市場字三角二本木前二十三番地二 | 理事  |
| 平成二十八年五月二十三日 | 大平 良夫   | 角田市小坂字西迎五十二番地             | 理事  |
| 平成二十八年五月二十三日 | 平間 盛秋   | 柴田郡柴田町大字葉坂字西歩沢六十三番地三      | 理事  |
| 平成二十八年五月二十三日 | 加茂 一男   | 柴田郡柴田町大字船迫字台六十七番地         | 理事  |
| 平成二十八年五月二十三日 | 庄子 敏雄   | 柴田郡大河原町大谷字下欠二十番地          | 理事  |
| 平成二十八年五月二十三日 | 松田 善一郎  | 柴田郡柴田町槻木下町三丁目一番地十号        | 理事  |
| 平成二十八年五月二十三日 | 阿部 誠悦   | 柴田郡柴田町大字入間田字関本十五番地        | 理事  |
| 平成二十八年五月二十三日 | 氣 仙 喜三男 | 柴田郡柴田町船岡中央三丁目二番地十五号       | 理事  |
| 平成二十八年五月二十三日 | 水戸 正幸   | 柴田郡柴田町大字下名生字大畑脇三十三番地      | 理事  |
| 平成二十八年五月二十三日 | 加納 厚志   | 柴田郡柴田町大字槻木字館前百一十一番地       | 理事  |
| 平成二十八年五月二十三日 | 平間 正市   | 柴田郡柴田町大字成田字杉ノ内十一番地        | 理事  |
| 平成二十八年五月二十三日 | 加藤 一郎   | 柴田郡柴田町大字上川名字館山四十四番地       | 理事  |
| 平成二十八年五月二十三日 | 根元 誓夫   | 柴田郡柴田町大字中名生字登夫二百三十七番地     | 理事  |
| 平成二十八年五月二十三日 | 星 正男    | 柴田郡柴田町大字入間田字兄弟内三番地一       | 理事  |
| 平成二十八年五月二十三日 | 佐藤 利夫   | 柴田郡柴田町大字上川名字江坪十四番地        | 監事  |
| 平成二十八年五月二十三日 | 浅野 昭治   | 柴田郡柴田町大字船岡字砂田六十二番地一       | 監事  |

二 退任した者

| 退任年月日        | 氏名     | 住 所                   | 役職名 |
|--------------|--------|-----------------------|-----|
| 平成二十八年五月二十二日 | 齋藤 一郎  | 柴田郡柴田町大字四日市場字炭釜百七十三番地 | 理事  |
| 平成二十八年五月二十二日 | 大平 良夫  | 角田市小坂字西迎五十二番地         | 理事  |
| 平成二十八年五月二十二日 | 平間 盛秋  | 柴田郡柴田町大字葉坂字西歩沢六十三番地三  | 理事  |
| 平成二十八年五月二十二日 | 大沼 喜昭  | 柴田郡柴田町大字船迫字土平二十六番地    | 理事  |
| 平成二十八年五月二十二日 | 庄子 敏雄  | 柴田郡大河原町大字下欠二十番地       | 理事  |
| 平成二十八年五月二十二日 | 松田 善一郎 | 柴田郡柴田町槻木下町三丁目一番四十四番地  | 理事  |
| 平成二十八年五月二十二日 | 阿部 誠悦  | 柴田郡柴田町大字入間田字関本十五番地    | 理事  |
| 平成二十八年五月二十二日 | 日下 啓一  | 柴田郡柴田町船岡中央一丁目六番十八号    | 理事  |
| 平成二十八年五月二十二日 | 水戸 正幸  | 柴田郡柴田町大字下名生字大畑脇三十番地   | 理事  |
| 平成二十八年五月二十二日 | 加納 厚志  | 柴田郡柴田町大字槻木字館前百十一番地    | 理事  |
| 平成二十八年五月二十二日 | 平間 正市  | 柴田郡柴田町大字成田字杉ノ内十一番地    | 理事  |
| 平成二十八年五月二十二日 | 加藤 一郎  | 柴田郡柴田町大字上川名字館山四十四番地   | 理事  |
| 平成二十八年五月二十二日 | 根元 誓夫  | 柴田郡柴田町大字中名生字登夫二百三十七番地 | 理事  |
| 平成二十八年五月二十二日 | 岡崎 静夫  | 柴田郡柴田町大字入間田字三本木百四十六番地 | 理事  |
| 平成二十八年五月二十二日 | 佐藤 利夫  | 柴田郡柴田町大字上川名字江坪十四番地    | 理事  |
| 平成二十八年五月二十二日 | 浅野 昭治  | 柴田郡柴田町大字船岡字砂田六十二番地一   | 理事  |

公 告

○県営三輪田地区土地改良事業農山漁村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業）計画の変更に関する公告

たり、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第四項の規定による協議を行うので、同条第六項において準用する同法第八十七条の二第八項の規定により、当該土地改良事業変更計画の概要を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該土地改良事業変更計画の概要に意見がある者は、宮城県知事に対し意見書を提出することができる。

平成二十八年六月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

宮営三輪田地区土地改良事業農山漁村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業）変更計画概要書

二 縦覧期間

平成二十八年六月七日から平成二十八年七月五日まで

三 縦覧場所

石巻市役所

四 意見書の提出について

- 1 提出期限 平成二十八年七月五日
- 2 提出方法 宮城県東部地方振興事務所長宛て提出してください。  
送付先 〒九八六一〇八一 宮城県石巻市東中里一丁目四の三十二
- 3 意見書の様式等 様式は任意ですが、言語は日本語に限りません。また、氏名（法人名）及び連絡先を必ず記入してください。
- 4 意見書の取扱い 提出された意見書の内容は、石巻市役所で縦覧に供されます。また、提出された意見に対しては、個別に回答しませんので、あらかじめ御了承願います。
- 5 その他 電話による意見はお受けできません。

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

平成二十八年六月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量

平成二十八年度県有林管理業務 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 農林水産部森林整備課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 契約の相手方を決定した日 平成二十八年三月三十一日  
 四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 一般社団法人宮城県林業公社 仙台市青葉区堤通雨宮町四番十七号

五 契約金額 七千二百二十八万円  
 六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

七 契約の相手方を決定した理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第一号、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の二第一項第二号該当

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。  
 平成二十八年六月七日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
 宮城県知事 村 井 嘉 浩  
 塩竈市清水沢三丁目二十三番三の一部、四丁目二十三番一  
 塩竈市

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十八年六月七日

一 入札に付する工事  
 宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 工事番号 平成二十八年度危一〇〇一号

2 工事名 宮城県防災行政無線設備（地上系）更新工事

3 施工場所 宮城県内一円

4 工 期 宮城県議会で議決された日の翌日から平成二十九年三月三十一日まで

5 工事概要 地上系無線設備更新（設置）一式

（地上系無線装置、アンテナ、直流電源装置、自家発電装置、鉄塔一部建替・補強、局舎補修等）

（県庁局…一局）（中継局…十六局）（支部局…八局）（市町村等局…六十二局）

6 予定価格 三、二七二、三四一、〇〇〇円（消費税及び地方消費税を除く）

7 入札方式 一般競争入札（入札参加資格事前審査方式（施工体制事前提出方式・郵送入札）

調査基準価格及び数値的判断基準を適用）

8 落札方式 総合評価落札方式（標準型（施工計画型））

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次の要件を満たす者で、四に定める入札参加資格の確認を受けた者であること。

1 平成二十八年年度宮城県建設工事一般競争入札（特定調達契約）参加資格（以下「特定調達参加資格」という。）の承認の際に電気通信工事に係る建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十七条の二十九第一項の規定する総合評定値が八百五十点以上であること。

2 特定調達参加資格（電気通信工事）を有すること。

3 宮城県から建設工事入札参加登録業者等指名停止要領に基づく指名停止を受けている期間中ではないこと。

4 開札日において、会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、更生手続又は再生手続開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、宮城県知事が別に定める競争入札参加資格の再評価を受けていること。

5 開札日において、銀行取引停止となった者については、申立日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けていること。

6 開札日において、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四第一項及び第二項各号の規定に該当しないこと。

なお、被補助人、被補佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第一項の規定に該当しない者である。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することはできない。なお、入札に参加しようとする者の使用者が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 事業協同組合が入札に参加するときは、当該組合の組合員は単独で当該入札に参加することはできない。

9 建設業法第十五条の規定に基づく電気通信工事に係る特定建設業の許可を受けていること。

10 本工事の現場施工に着手する日までに、電気通信工事に対応する監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を取得している者をこの現場に専任で配置できること。（詳細については入札説明書に記載のとおりとする。）

三 入札手続等

1 入札執行者

宮城県出納局契約課長 菅原 健一

2 担当課及び担当班

〒九八〇〇一八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号（宮城県行政庁舎二階）

宮城県出納局契約課工事契約班 ○二二二二二一―一三三三三六

3 契約条項を示す場所並びに入札説明書及び入札参加申請書類の交付場所等

(一) 契約条項を示す場所 2と同じ

(二) 入札説明書及び入札参加資格確認申請書類の交付期間及び時間

平成二十八年六月七日（火）から平成二十八年六月十七日（金）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日（以下「休日等」という。）を除く。）午前九時から午後五時まで（正午から午後一時までを除く。）

(三) 入札説明書及び入札参加申請書類の交付場所及び方法

2において配布及びこの入札公告が掲載された入札情報サービスシステムの工事の欄からダウンロードできる。

4 設計図書等の閲覧及び貸出

当該工事に係る仕様書、図面及び仮契約書（案）を閲覧に供するほか、希望者に貸し出しする。ただし、仕様書及び図面については、入札説明書に記載の場所において有料で複写することができ。

(一) 閲覧、貸出期間及び時間

平成二十八年六月七日（火）から平成二十八年七月二十日（水）まで（休日等を除く。）の午前九時から午後五時まで（正午から午後一時までを除く。）

(二) 閲覧場所

仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県県政情報センター（宮城県行政庁舎地下一階）

5 入札書の提出期限及び場所

(一) 提出期限及び方法

平成二十八年七月二十一日（木）午後五時とし、提出方法は入札説明書に記載のとおりとする。なお、電報及びファクシミリによる入札は認めない。

(二) 場所 2と同じ

6 開札の日時及び場所

(一) 日時 平成二十八年七月二十二日（金）午前十時

(二) 場所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 第一入札室（宮城県行政庁舎二階）

四 入札参加資格の確認等

1 提出書類

入札参加を希望する者は、次に掲げる書類（三の3により配布する様式による。）を持参の上提出し、この工事に係る入札参加資格審査及び資格確認を受けなければならない。

(一) 入札参加資格確認申請書

(二) その他、入札説明書に記載してあるもの。

2 入札参加申請書類の受付期間及び提出場所等

(一) 受付期間及び時間

平成二十八年六月七日（火）から平成二十八年六月十七日（金）まで（休日等を除く。）の午前九時から午後五時まで（正午から午後一時までを除く。）

(二) 提出場所

三の2と同じ

3 入札参加資格の審査等

(一) 入札参加資格の審査をしたときは、当該申込みを行った者に対してその結果を郵送で通知する。

(二) 入札参加資格有資格者と認められなかった者は、その理由について書面で問い合わせをすることが出来る。

(三) (二)の説明を求めようとするときは、その旨を記載した書面を四の2(二)に記載の担当課へ提出するものとする。

五 入札保証金

必要(詳細については入札説明書に記載のとおりとする。)

六 工事費内訳書の提出

1 入札に際し、入札書に記載されている入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。

2 工事費内訳書の様式は別に定める。

3 工事費内訳書は、返戻しない。

七 入札の無効

本入札公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のし

た入札並びに入札説明書において示した条件等に違反した入札は、無効とする。

なお、入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、開札時において二に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者のした入札は無効とする。

八 落札者の決定方法

入札価格が、予定価格の範囲内の価格をもって入札した者のうち、総合評価点の最も高い者を落札候補者とする。ただし、調査基準価格を設けるものとし、落札者となるべき者の入札価格によっ

ては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち総合評価点の最も高い者を落札候補者とすることがある。

九 契約保証金

契約金額の十分の一以上の金額とする。ただし、調査基準価格を下回る価格で契約締結する場合の契約保証金の額は、契約金額の十分の三以上の額とする。

十 契約の締結

1 この契約は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十六条第一項第五号及び議会の

議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和三十九年宮城県条例第十八号)第二条の規定により、この契約の効力は宮城県議会の議決を経てから生ずるため、それまでの間は仮契約の締結を行うものとする。

2 落札の決定後、当該入札に付する工事に係る請負契約の締結までの間において、当該落札者が二に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該請負契約を締結しないことがある。

十一 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 当該建設工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

3 契約書作成の要否 要

4 入札金額の記載方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

5 関係図書等の閲覧 建設工事執行規則(昭和三十九年宮城県規則第九号)、宮城県建設工事競争入札参加心得、建設工事総合評価落札方式(簡易型・標準型)実施要領、宮城県建設工事総合評価落札方式(簡易型・標準型)の手引きについては、出納局契約課のホームページ、入札情報サービスシステム及び県政情報センター(宮城県行政庁舎地下一階)において閲覧できる。

十二 概要

Summary

1 Nature of Service to be Procured : Renewal work on Miyagi Prefecture's emergency wireless communications system equipment (aboveground equipment)

2 Quantity of the Service to be Procured : 1 set - Renewal work (establishment) on aboveground emergency wireless communications system equipment

3 Contact Information and Address for Bid Submission : Construction Contract Section, Government Contract Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi, 980-8570, Japan Tel.: 022-211-3336

4 Application Deadline for Participation in Bid : June 17, 2016, 9 : 00 pm.

5 Executor of Bidding : Kenichi Sugawara, Director of Government Contract Division

Treasury Department, Miyagi Prefectural Government  
 6 Deadline for Bid Submission : July 21, 2016. 10 : 00 p.m.  
 7 Location of Bid Selection : First Bidding Room, 2<sup>nd</sup> floor of the Miyagi Prefectural Government Building 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi  
 8 Date and Time of Bid Selection : July 22, 2016, 10 : 00 a.m.

### 教育委員会

○宮城県教育委員会告示第十一号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十四条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。

平成二十八年六月七日

宮城県教育委員会

教育長 高 橋 仁

一 日時 平成二十八年六月十四日 午後一時三十分

二 場所 教育委員会会議室

三 事件

第一号議案 高等学校入学者選抜審議会委員及び専門委員の人事について

第二号議案 宮城県スポーツ推進審議会委員の人事について

第三号議案 宮城県図書館協議会委員の人事について

四 傍聴者の定員

十二人

五 傍聴手続

1 傍聴希望の受付は、会議開会三十分前から十分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

六 問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁総務課総務班（電話〇二二―二二―一三六―一）